

住宅・建築生産性向上促進事業のうち住宅生産技術イノベーション促進事業に
関する評価を実施する者の公募についての公示

平成31年3月29日

国土交通省住宅局長 石田 優

次のとおり、住宅・建築生産性向上促進事業のうち住宅生産技術イノベーション促進事業（以下、「住宅生産技術イノベーション促進事業」という。）に関する評価を行う者に対する補助事業の公募について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅生産技術イノベーション促進事業に関する評価を行う事業

(2) 事業目的

本事業は、住宅生産技術イノベーション促進事業において提案された事業の採択にあたり必要となる評価を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、住宅生産技術イノベーション促進事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

住宅生産技術イノベーション促進事業の実施に関して行う次の事項

- ①提案を行おうとする事業者に対する相談への対応及び応募書類の受付
- ②提案された事業に対する応募要件の審査
- ③提案された事業の採択に係る評価を行う委員会の運営
- ④採択された事業者に対する相談対応
- ⑤採択された事業の実績報告に係る評価を行う委員会の運営
- ⑥採択された事業^{*}の補助事業終了後における成果報告の評価を行う委員会の運営
- ⑦採択及び成果報告に係る情報公開に関する事務事業

※住宅建築技術高度化・展開推進事業のうち先導的な技術開発に関する事業で採択された事業を含む。

(4) 事業期間

平成31年4月下旬～平成32年3月21日

(5) 補助金の額

本事業に要する経費以内の額。

1,200万円程度を予定している。

2. 応募者の要件

(1) 技術能力に関する要件

- ・多様な分野の連携により、住宅・建築物における生産性の向上に係る総合的な評価を行い得る組織体制であること。

(2) 公平性及び中立性に関する要件

- ・業として、住宅・建築物を設計し若しくは販売し、住宅・建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅・建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないこと。
- ・業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(3) 守秘性に関する要件

- ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング業務を行わないこと

(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(5) 平成28年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において補助金返還命令を受け、事業実施期間において本補助金への申請が制限されていないこと。

(6) 暴力団又は暴力団員ではないこと、及び暴力団又は暴力団員と不適切な関係にないこと。

3. 応募の方法

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 担当：山田

電話 03-5253-8111(内線39-435)

電子メール yamada-t2hg@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成31年3月29日から平成32年4月12日まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体又は電子媒体をもって手交

説明書の交付を希望する場合は予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成31年4月12日18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参、郵送、又は電子メールにて提出すること。

④その他

- ・持参、郵送の場合は、3部提出すること。
- ・郵送の場合は、書留郵便で郵送すること。
- ・電子メールの場合は、着信を確認すること。
- ・電子メールの場合は、以下のソフト及び形式で作成し提出すること。
「Just System 一太郎2004～2013」「Microsoft Word2003～2013」「Microsoft Excel2003～2013」「Adobe Acrobat Reader4.0～11」（これ以外での提出は無効）
- ・電子メールの場合は、ファイル総量は極力1メガバイト以内とし、印刷時に規定の枚数以下になるように設定しておくこと。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書提出の際に申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。